

平成26年(行コ)第68号

木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止請求控訴事件

控訴人 小林 收 外77名

被控訴人 愛知県知事 大村秀章 外1名

準備書面（控訴審4）

平成27年5月15日

名古屋高等裁判所民事第1部 御中

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 後藤武夫
同訴訟復代理人弁護士 常川尚 証印

第1 はじめに

本書面においては、控訴人らの平成27年2月26日付け第2準備書面（以下「控訴人ら第2準備書面」という。）の主張のうち、「第2 事業からの撤退 新規利水の供給（1）」と題する主張（同準備書面24頁～45頁）（以下「本件反論対象主張」という。）に対する反論をなすものとし、特に断りのない限り、従前使用したのと同一の略称を使用する。

第2 本件反論対象主張が原判決を改変して引用していることについて

1 控訴人らは、【原判決】との書き出しで、「水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者が①事業から撤退する場合には、事業実施計画で定められた費用負担の見直しが必要となることから、

事業実施計画を変更しなければならないのであって、事業から撤退する申出があっても、事業実施計画が水機構法所定の手続を経て変更され、国土交通大臣の認可を受けない限り、撤退の申出をした者は従前の事業実施計画で定められている費用負担を免れることはできない(判決書 p27、下線とその丸数字は代理人)。」と、上記括弧書きで留保した箇所以外は、あたかも原判決をそのまま引用したかのような体裁の主張をしている。

即ち、控訴人らは、原判決が水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者が、事業から撤退する意思表示をすれば、当然にその者の事業からの撤退が決まり、そのあとは自動的に「事業実施計画で定められた費用負担の見直し」の手続が始まるかのような前提に立ち、その費用負担の見直しのために「事業実施計画を変更しなければならない」と判示しているかのように受け取れる主張をなしているのである。

したがって、控訴人らの本件反論対象主張は、全て、原判決が、利水者が事業からの撤退の申出をしたときは、必然的に水資源機構において事業実施計画にかかる事業を縮小し費用負担を改めたものに変更しなければならないと判示しているとの決めつけを大前提として展開されているのである。

2 しかしながら、控訴人らのこのような原判決の引用の仕方は、原判決の改ざんといってよいのであり、不正確極まりないものであり、当審裁判官の判断を誤らせようという意図さえ窺え、訴訟における信義誠実の原則を踏みにじる極めて不当な主張といわなければならないのである。

原判決は、控訴人らが、「愛知県が本件導水路事業からの撤退を通知しさえすれば、これによって上記支出を免れることになる」などと主張したことに対して、①水資源機構法第21条第1項及び第3項、同法第22条第1項及び第3項、②同法第25条第1項、③同法第13条第1項及び同法施行令第2条7号、④同法第13条第3項及び第7項、同法第25条第1項及び第2項、⑤同法第13条第1項及び第6項、⑥同法第13条第2項

及び第6項を引用したうえで、「これらの規定に照らすと、水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者が事業から撤退する場合には、事業実施計画で定められた費用負担の見直しが必要となることから、事業実施計画そのものを機構法所定の手続を経て変更しなければならないのであって、事業から撤退する旨の申出があつても、事業実施計画が上記手続を経てそれに応じた内容に変更され、変更後の事業実施計画につき国土交通大臣の認可を受けない限り、撤退の申出をした者が従前の事業実施計画に定められている費用負担を免れることはない」(原判決27頁)と判示しているのである。

上記原判決の判断、とりわけ、事業からの撤退の申出があつても、事業実施計画そのものを水資源機構法所定の手続を経て変更しなければならないとした判断は、実定法の解釈として極めて正当であることは明白である。

3 重ねて言えば、水資源機構法のどこにも控訴人らの主張するような意思表示さえすれば撤退できるとの法律効果が発生するとする規定など存在しないのである。たとえば、同法施行令第30条第2項は、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業撤退に伴う場合）のその後の負担金（事業からの撤退をしたものが、当該水資源開発施設の新築又は改築につき負担する負担金）（水道等撤退負担金）の額については定めているが、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業を縮小するために必要となる「撤退の意思表示の方法」など手続についての定めや、それにより変更される負担金の額について他の事業参画者が「その意に反してでも同法第13条第3項の同意をするよう義務を課す」ような定めは、水資源機構法はもとより現行法令のどこにもないのである。

このことからも、利水者が事業からの撤退の意思表示をすれば、その時直ちに事業の縮小、費用負担の改定というような効果が生ずるかのようにいう控訴人らの主張が全くの誤りであることは明白なのである。

4 しかし、被控訴人らが原審準備書面12（5頁以下）で既に述べたとおり、仮に愛知県が本件導水路事業から撤退する旨の申出を水資源機構になし（愛知県が現在までにそのようなことをする意思決定をなした事実など一切ないが）、水資源機構や国において、その方向に向けての意思統一がなされ、そのような動きが始まると仮定した場合、水資源機構は、水資源機構法第13条第1項が定める事業実施計画の変更をしなければならず、その為には関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならないのである。さらに、本件水資源開発施設を利用して、流水を水道若しくは工業用水道の用に供しようとする者の意見を聞くとともに、水資源機構法第25条の規定による費用の負担について、これらの者の同意を得なければならないのである（本件導水路事業実施計画を廃止しようとする場合も同様である）。

以上述べたところから既に、仮に愛知県が本件導水路事業から撤退する旨の申出を水資源機構になしたとしても、法律上、直ちに撤退の効果が発生するものではないことは明白なのであり、その申出の後の事実上の手続も経なければならないことから（なお、水資源機構に対し、撤退にかかる手續が遂行される見込みについて問い合わせた際には、「実際に撤退意思を表明されている訳でもなく、仮定の検討をしていないため回答できない」とした上で、「変更事業実施計画を策定するにあたっては、水利用の計画や費用負担について、多数の関係者との調整が必要であるが、その内容はそれぞれの事業における個別の事情によりまちまちである。一概に『見込み』や『困難さ』を量ることは困難であると考える。」との回答を受けた（乙65）。さらに、本件導水路事業の構想が発表されてから事業実施計画が策定・認可されるまでに5年間を要した実績からして、このような手続には更に困難な調整が必要となると推測される。）、控訴人らの上記主張は、この明白な事実をことさら無視し、直ちに「事業実施計画で定めら

れた費用負担の見直しが必要となる」かのように主張するものであって、失当の一語に尽きるものなのである。

5 控訴人らは、あるいは控訴人ら第2準備書面の7頁以下で引用している丹後土地開発公社事件で最高裁判所が、「客観的に見て市が本件委託契約を解消することができる特殊な事情があった」か否かは、「市が本件公社に事実上の働きかけを真しに行えば、本件公社において本件委託契約の解消に応ずる蓋然性が大きかったというような事情が認められるか否かによって決まる」という趣旨の判断を示したこと抛り所にして、上記のような「撤退の意思表示(申出)」=「直ちに撤退の効果が発生」という原判決が一切判示してもいい結論に飛躍してしまったのかもしれない。

しかしながら、丹後土地開発公社事件の事案は、控訴人らも認めているとおり、普通地方公共団体とその下の土地開発公社との間の私法上の土地先行取得の委託契約についての事案に過ぎないのであり、「市が本件公社に事実上の働きかけを真しに行えば、本件公社において本件委託契約の解消に応ずる蓋然性」なるものを問題とする余地はあったかもしれないであるが、このようなレベルの事案に係る判示を、フルプランの一翼を担う愛知県がその一部であっても当該導水路事業から撤退することが可能か否かという本件事案に安易に流用できると考える方が異常とさえいえ、射程距離の全く異なることが明らかな判例を持ち出すこと自体、およそ論外の主張と言わなければならぬのである。

木曽川水系フルプランが第1次計画として決定されたのは、昭和43年10月のことであり、その後何回かの一部変更を経つつ、平成16年6月に現行の木曽川水系フルプラン（第4次計画）となったこと、その後も平成19年11月には本件河川整備基本方針、平成20年3月には本件河川整備計画の策定があり、平成20年6月にも木曽川水系フルプラン（第4次計画）の一部変更をなすなどしてきたことは、原判決がその8～11頁において認定しているとおりであり、木曽川水系フルプラン（第4次計画）

が長い年月をかけて基礎的な調査や各関係地方公共団体からの意見聴取等の手続を経て確立されてきた国家的大プロジェクトなのであり、その計画の当否は、もっぱら各計画決定時点や一部変更時点で検討された各種データや、過去20年間に2番目の渇水にも耐え得る水の確保といった計画時の基本的な思想等に基づき、すなわち処分時主義の考え方に基づき判断されるべきものなのである(被控訴人ら原審最終準備書面44頁。従って、控訴人らが行っているような、毎年のように計画と結果との間にずれがあるなどとあげつらうことは、およそ無意味な主張である。)、計画遂行中ににおいて変更が必要か否かを検証し判断するとしても、計画策定の際と同じ調査や意見調整が必要な計画なのであって、上記丹後土地開発公社事件の事案のように、「市が本件公社に事実上の働きかけを真しに行えば、本件公社において本件委託契約の解消に応ずる蓋然性」があるかどうかといったレベルの計画ではないのである。

このことは、原判決も、控訴人らの「新規利水の供給に係る費用負担金に関するものについては、水需給の実績に基づいて本件導水路事業が必要かどうかを独自に判断して撤退することが可能であり、愛知県が本件導水路事業からの撤退を通知しさえすれば、これによって上記支出を免れること」ができるかのような主張に対して、その26頁～28頁にかけて詳細に判示し、前提を欠くものであって採用することができないと判断しているのであり、その判断が正当なものであることは、後にも述べる本件導水路事業からの撤退にあたっては、水資源機構法第13条所定の事業実施計画自体の変更手続を行わなければならぬことからも明白なのである。

- 6 以上要するに、仮に愛知県が水資源機構に対して撤退の申出をなしたとしても、一方的に事業の縮小ないし廃止が決まるという法律上の定め（一方的意志表示によって撤退の効果を生じるような形成権的な定め）などどこにも存在していないのであり、水資源機構及び国との間においてコンセンサスが得られるなど（なお、水資源機構法第13条第1項に基づく、事

業実施計画の変更の手続において主務大臣が撤退の申出に対して必ず認可しなくてはならない義務など負っていないことはいうまでもない。)の事後の手續が積み重ねられない限り、撤退は実現しないのである。

しかし、更に仮定を重ね、仮に愛知県が法律上の手續を履践しないまま、撤退を主張し一方的に費用の負担を拒んだとしたら、本件事業実施計画に記載されている「費用及びその負担方法」に基づく負担につき、水資源機構から督促を受け(水資源機構法第28条第1項)、更に拒絶すれば、同法第28条第3項に基づき国税の滞納処分の例による処分を受けることとなるのである。

7 以上述べたところから、原判決が、あたかも水資源機構法に基づく何らの手續も要することなく、単に愛知県が撤退の申出をなすことのみによって即時撤退の効力が生ずるかのような前提に立った判断を示した事実などないことは明らかなのである。しかるに控訴人らは、この原判決の判断を無視し、「愛知県が本件導水路事業からの撤退を通知しさえすれば、これによって上記支出を免れることになる」などという独自の見解を当然の前提として、強引に以後の主張を展開しており、このことから既に、控訴人ら第2準備書面における本件反論対象主張が前提において失当であり、理由がないことは明らかと言わなければならぬのである。

よって、これ以上控訴人らの本件反論対象主張に対して、反論の要はないものと思われるが、先回の裁判所の示唆もあったことから、念のため、重複を厭わず控訴人らの本件反論対象主張の誤りを指摘することとする。

第3 控訴人ら第2準備書面「第2」「【原判決の誤りの検討】」(25頁~45頁)について

- 1 「1 事業からの撤退と事業実施計画の変更の関係について」について
 - (1) 「(1)」について

ア この項において控訴人らは、愛知県（利水者）が事業からの撤退の申出をした時は、水資源機構は、直ちに必然的に事業実施計画の事業を縮小し、費用負担を改めなければならないと原判決が判断していると決めつけた主張をなしているようである。

しかしながら、控訴人らの主張するようなことを定めた規定は水資源機構法のどこにも存在していないのである。同法施行令第30条第2項には、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業撤退に伴う場合）のその後の負担金、事業からの撤退をした者が、当該水資源開発施設の新築又は改築につき負担する負担金（水道等撤退負担金の額）の額についての定めはあるが、それにより変更される負担金の額について、水資源機構が「同法第13条第3項に定める事業参画者の同意や、同法第13条第1項に定める関係都道府県知事への協議と主務大臣の認可を経ず、直ちに定めることができる。」とするような定めは、水資源機構法はもとより同法施行令のどこにも存在していないのである。

愛知県が本件導水路事業から撤退する旨の申出を水資源機構にした場合（少なくとも現時点において愛知県がそのようなことをする予定は全くないが）、水資源機構は、水資源開発基本計画に基づいて、事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならないのである。即ち、水資源機構法第13条第1項が定める事業実施計画の変更をしなければならないのである。そのためには関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可も受けなければならないのである。

また、本件水資源開発施設を利用して、流水を水道若しくは工業用水道の用に供しようとする者の意見を聴くとともに、水資源機構法第25条の規定による費用の負担についてこれらの者の同意を得なけ

ればならないのである（本件事業実施計画を廃止しようとする場合も同様である）。控訴人らの言うように撤退の申出によって、直ちに撤退の効果が発生することがないことは、このことからも明白なのである。

水資源機構法上、愛知県が撤退の申出をなすと、一方的に縮小ないし廃止が決まるという建付けにはなっていないのである。そういう申出をなしても、同法第13条第1項に基づく、事業実施計画の変更の手続を行わなければならず、その中では、主務大臣の認可を受ける必要、換言すれば、主務大臣の同意が必要になるのである。しかし、主務大臣が撤退の申出を受けたとき、法律上必ずそれに同意しなければならない義務など負っていないことはいうまでもなく、これを拒絶することも当然に可能なのである。したがって、そのような手続が完了しない限り、変更前の事業実施計画の効力は排除されることは言うまでもなく、その場合、愛知県は、この事業実施計画に記載されている（「費用及びその負担方法」に基づく）水資源機構から負担を求められ、相応の支払義務を負わなければならないのである。

以上のとおりであり、水資源機構法に基づき手続をとるまでもなく、単に申出をなすことのみによって即時撤退の効力が生ずるかのような前提に立つ控訴人らの主張は理由がないことは明白である。

かように、仮に愛知県が事業からの撤退を申出ても、その段階で事業からの撤退が決まるとの控訴人らの主張が、実定法を無視した独自の見解であることは明らかであるから、控訴人らのこの項における主張は理由がなく失当である。

なお、かかる控訴人らの主張が失当であることは、被控訴人らが原審において幾度も指摘しているので、以下には、念のためこの原審における主張を引用しておくこととする（原判決はこの被控訴人らの主張を肯定し、上記のような判断をなしているのである。）。

イ 被控訴人らのこれまでの主張は以下で引用するとおりである。

(ア) 原審における被控訴人ら準備書面12の5頁以下

「本件導水路事業から撤退する旨の申出が愛知県からなされた場合には、水資源機構は水資源開発基本計画に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬとされ、これを変更しようとするときも、同様とされている。さらに本件水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供しようとする者の意見を聴くとともに、水資源機構法25条の規定による費用の負担について、これらの者の同意を得なければならないものと定められている（同法13条1項及び3項）。また、本事業実施計画を廃止しようとする場合も同様に上記手続を行わなければならないものと定められている（同条6項及び7項）。

したがって、愛知県からの撤退申出によって直ちに撤退の効果が発生することはない。

よって、愛知県からの撤退申出により無条件にてその効果が生じるかの如く解している原告らの主張は、明らかに失当である。」

(イ) 原審における被控訴人ら準備書面13の3頁以下

「撤退の申出をなしても、水資源機構法13条1項に基づく事業実施計画の変更の手続きを行い、主務大臣の認可を受けるまでは、当該変更前の事業実施計画の効力は排除されず、この事業実施計画に記載されている『費用及びその負担方法』に基づく負担を求められ、その求めに応じた支払義務を負うものである（乙62、63）。

そうすると、撤退について水資源機構法に基づく手続きをとるまでもなく、単に申出をなすことのみによって即時効力が生じることを前提とする原告らの主張が失当であることは、多言を要せずして明らかである。」

(ウ) 原審における被控訴人ら準備書面14の2頁以下

「乙63号証によれば、事業参画者が事業主体である水資源機構に撤退の申し出をした場合であっても、具体的に調整や手続きを進め、主務大臣の認可を受けて現行事業実施計画の変更又は廃止がなされるまでの間は、現行事業実施計画に記載される負担が求められ、その求めに応じた負担義務が生じるとの国土交通省の回答が示されている。」

(2) 「(2)」について

ア この項における控訴人らの主張の要旨は、事業実施計画記載の事業のうち、水道等に係わる部分は、国の命令等を受け容れたことによってではなく、利水者の事業参加の求めに応じて国の計画となり、事業実施計画記載の事業となったのであり、利水者の権利的なものである、よって、事業からの撤退の通知は権利の放棄に当たり、事業からの撤退通知(申出)によって当該撤退通知(申出)者の事業からの撤退が決まるのは、この法理の結果でもある、との主張と解される。

しかしながら、上記第2で述べたとおり、仮に愛知県が事業からの撤退を申し出ても、その段階で事業からの撤退が決まるとの控訴人らの主張が、権利放棄であるとの主張も含めて、実定法を無視した独自の見解であることは明らかなのである。撤退を法的な効力を伴うものとして成就させるためには、水資源機構法第13条第1項に基づく事業実施計画の変更手続によらなければならないことは法文上明白なのであり、従前の事業実施計画の変更が法の定めに基づいて効力が生じるまでは、いくら撤退すると叫んでみても、撤退の法的効果が発生しないことは余りにも明白である。よって、控訴人らのこの項における主張は、全く理由がなく、その余の点について言及するまでもなく失当である。

かかる控訴人らの主張についても失当であることは、被控訴人らが当審及び原審において指摘しているので、念のためそれらの主張についても以下に引用しておく。

イ 被控訴人らのこれまでの主張は以下で引用するとおりである。

(ア) 被控訴人ら準備書面（控訴審1）の7頁以下

「かかる控訴人らの主張は、現実のフルプラン及び事業実施計画の法的手続きの定めを無視し、自らがかくあるべきだと考える独自の見解を述べ立てているにすぎないのであり、余りにも失当というべきである。実際の法的手手続きは、原判決がその23頁～24頁で判示しているとおりである。

このうち、利水に関する部分について、煩を厭わず引用すれば、『水資源の開発又は利用のための施設の建設費等に関する法令の定めを見ると……②機構は、水資源の開発又は利用のための施設の新築等の業務の実施により生じる施設（水資源開発施設）を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者に、政令で定めるところにより、当該水資源開発施設の新築または改築及び管理並びに災害復旧工事に要する費用を負担させ（同法25条1項）、このうち水資源開発施設の新築又は改築につき負担する負担金（水道等負担金）の支払方法については、当該負担金の全部又は一部につき割賦支払、一時支払又は当該年度支払のうちから、機構が定め（同法施行令31条1項）、水資源開発施設の管理につき負担する負担金の支払方法については、当該年度支払の方法により（同法施行令37条1項）、災害復旧工事につき負担する負担金の支払方法については、当該負担金の全部又は一部につき割賦支払、一時支払又は当該年度支払のうちから機構が定め（同条2項）、機構は、上記各支払方法その他の事項を定めようとするときは、国務大臣及び主務大臣の認可を受けなければならないものとされており（同法施行令

31条4項、37条4項)、③これら諸規定を受けて、……上記②の負担金については、機構が水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者に対し納入通知を発することとされている。』と判示し、機構法及び同法施行令の規定に基づき、水資源開発施設を利用して流水を水道等の用に供する者としての都道府県は、機構から発せられた納入通知に従って新規利水の供給に係る負担金(上記②の負担金)を支払うことを義務付けられていることを正しく判示しているのである。

ところが控訴人らは、かかる法令の定めを全く無視し、『事業実施計画記載の事業のうちの水道若しくは工業用水道の特定利水に係わる部分は、当該利水者の権利的なものであるから、事業からの撤退の通知は権利の放棄に当たり、当該利水者の事業から撤退する通知が水機構に到達すれば、事業からの撤退の効果が生じることになる。』などという主張までしている。

しかしながら、上記負担金につき納付通知ないし納入通知を受けた都道府県の執行機関としては、例えば当該通知が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合で、客観的にみて是正又は解消することができる蓋然性が大きいという事情があるような場合はともかく、最終的には当該通知に従った財務会計上の措置を執るべき義務を免れるものではなく、その内容に従った財務会計上の措置を取るべき義務があり、これを拒むことは許されないのである(原判決24頁)。よって、控訴人らの上記独自の見解は、一顧の価値もないことは明白である。」

(イ) 原審における被控訴人ら最終準備書面の93頁以下

「行政行為は、正当な権限を有する機関により取り消されるまでは、有効として取り扱われる効力、即ち公定力を有するものである

(最一小判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁、判事395号20頁、最一小判昭和45年12月24日民集24巻13号2243頁等)。したがって、行政行為の効力を排除しようとする者は、正当な権限を有する機関に対して取消しを求めるか行政争訟の手段による必要があるものであり、こうした手段が功を奏して行政行為が取り消されたことを待たないで、当該行政行為の効力に反する主張をなすことが許されることは当然である。」

(3) 「(3)」について

ア この項において控訴人らは、「特ダム法では、ダム使用権設定予定者のダム使用権設定申請の取下が明規されており（12条）、これが『事業からの撤退』とされている。」「特定多目的ダムは、水機構の水資源開発施設と同じ内容の法令の規定によって律せられている。」「水機構の水資源開発施設は、特定多目的ダムと同じく水資源開発基本計画の定めに基づいて建設される水資源開発施設であるから、この法理は水機構の水資源開発施設も当然妥当する。」との独自の前提に基づき水資源機構法の水資源開発施設にでも、事業からの撤退の通知（申出）が水資源機構に到達すれば、事業からの撤退の効果が生じることとなる、などと主張している。

しかしながら、このような控訴人らの主張は、全く別の法律の定めを引用して、水資源機構法も同じに扱うべきだという主張であり、単なる立法論的主張という以上に、およそ法律の解釈とは解しがたい出鱈目な主張と言わなければならないのである。

のみならず、特定多目的ダム法（施行令第1条の2第2項柱書）において事業からの撤退とされる「ダム使用権の設定の申請が取り下げられること」とは、ダム使用権設定予定者が取下げの申出をすればすぐその効力が発生するということではなく、ダム使用権設定予定者の取り下げの申出を受け、関係機関等との種々の調整を経た

後に、国土交通大臣によりダム使用権の設定の申請が取り下げられることと解すべきであり、これを特定多目的ダム法では申し出た段階で撤退の効果が発現するとする解釈自体が控訴人独自のものであることは明白である。

上記第2で述べたとおり、仮に愛知県が事業からの撤退を申し出ても、水資源機構法にはその段階で事業からの撤退が決まるとする定めなど存在していないのである。控訴人らの上記主張は、実定法を無視した独自の見解であることは明らかであり、その余の点について言及するまでもなく理由がなく失当である。

なお、被控訴人らは原審において下記イのような主張をなしているので、念のため引用しておく。

イ 原審における被控訴人ら準備書面14の3頁以下

「原告らは本件に関し特定多目的ダム法や同法にかかる判例に基づいた議論を展開している部分があるが、そもそも特定多目的ダム法の解釈の議論の是非の前に、本件導水路事業は特定多目的ダム法に基づく事業ではないため、全く的外れの主張であり失当である。」

(4) 「(4)」について

ア この項においても、控訴人らは、撤退の申出だけで、事業からの撤退が決まるとの前記独自の主張を前提にして、そのままでは当該事業実施計画が記載する内容の施設を建設することができなくなり、その工事はいったん中止しなければならないとか、撤退通知(申出)者は水道等負担金の負担義務がなくなるとか、事業を実施するには、事業の縮小変更、他の利水者も撤退をすれば事業実施計画の廃止をしなければならない、等々(他の主張は引用を省略する)と全く法律上の根拠などない独自の見解を書き連ねている。

このような控訴人らの主張に至っては、もはや訴訟においてまと
もに応対すべき主張とは言い難いのであり、驚くべき主張というほ
かに返すべき言葉も見つからないのである。・

イ 上記第2で述べたとおり、仮に愛知県が事業からの撤退を申し出
ても、その段階で事業からの撤退が決まるとの控訴人らの主張は、
全く実定法を無視した独自の見解であり、そもそも理由がないので
あるが、上記の控訴人らの主張は、更にそれに輪をかけたような、
およそ法理論とは思われない無茶苦茶な主張であって、一顧の価値
もないことは明白である。

なお、原審における被控訴人ら準備書面14の2頁以下で述べた
下記主張を参照されたい。

「乙63号証によれば、事業参画者が事業主体である水資源機構
に撤退の申し出をした場合であっても、具体的に調整や手続きを進
め、主務大臣の認可を受けて現行事業実施計画の変更又は廃止がな
されるまでの間は、現行事業実施計画に記載される負担が求められ、
その求めに応じた負担義務が生じるとの国土交通省の回答が示さ
れている。」

2 「2 事業からの撤退のときは水道等負担金負担義務は遡及的になくな
る」について

(1) 「(1)」について

ア この項における控訴人らの主張の要旨は、事業からの撤退をした
者が撤退前に負担して納付した水道等負担金は、事業に必要のない
ものであって返還されることになるので、水道等負担金を支払わせ
る必要と理由は全くない、との主張と解される。

しかしながら、上記第2で述べたとおり、仮に愛知県が事業から
の撤退を申し出ても、その段階で事業からの撤退が決まるとの控訴
人らの主張が、実定法を無視した独自の見解であることは明らかで

あるから、控訴人らのこの項における主張は、前提自体を誤っており、その余の点について言及するまでもなく失当である。

かかる控訴人らの主張が失当であることは、被控訴人らが当審及び原審において幾度も指摘したとおりであるので、以下には、この当審及び原審における主張を引用しておくこととする。

イ 被控訴人らのこれまでの主張は以下で引用するとおりである。

(ア) 被控訴人らの準備書面（控訴審1）9頁以下

「この項における控訴人らの主張は、原審と同様に、およそ理由のない控訴人ら独自の事業からの撤退可能論を前提として、更に独自の主張を重ねているにすぎないのであり、主張それ自体失当というべきである。」

(イ) 原審における被控訴人ら準備書面14の2頁以下

「乙63号証によれば、事業参画者が事業主体である水資源機構に撤退の申し出をした場合であっても、具体的に調整や手続きを進め、主務大臣の認可を受けて現行事業実施計画の変更又は廃止がなされるまでの間は、現行事業実施計画に記載される負担が求められ、その求めに応じた負担義務が生じるとの国土交通省の回答が示されている。」

3 「『3 事業からの撤退通知があったときは事業実施計画は変更される』及び『4 変更事業実施計画についての費用負担同意や認可の見込みについて』について

(1) これらの項における控訴人らの主張が失当であることはこれまで述べてきたとおりであって、検討の余地のないことは明白である。

(2) それでも敢えてこれらの項の中での控訴人らの主張に言及するとすれば、控訴人らは、3(3)において原判決のように、事業実施計画が変更されない限り、負担金を負担しなければならないといつても、事

業実施計画が変更されなければ工事ができないので、実際の負担義務は発生しないのであるなどと主張している。

しかし、かかる控訴人らの主張が失当であることは、被控訴人らが原審において指摘した下記主張によって明らかであるので、以下に、この原審における主張を引用しておくこととする。

被控訴人らのこれまでの主張は、以下に引用するとおり、原審における被控訴人ら準備書面14の2頁以下で述べたとおりである。

「乙63号証によれば、事業参画者が事業主体である水資源機構に撤退の申し出をした場合であっても、具体的に調整や手続きを進め、主務大臣の認可を受けて現行事業実施計画の変更又は廃止がなされるまでの間は、現行事業実施計画に記載される負担が求められ、その求めに応じた負担義務が生じるとの国土交通省の回答が示されている。

すなわち主務大臣による事業実施計画変更の認可がなされるまでの間は、費用負担義務は継続するものであり、被告らが撤退の意思表示をすることについて裁量権を有することを論拠として、被告らが行う費用負担の支出についても裁量権があるということはできないのであり、その点からも原告らの主張は失当である。」

第4 結語

- 1 以上述べたとおり、控訴人らの本件反論対象主張は、いずれも全く理由がなく、失当である。
- 2 原判決は、水資源の開発又は利用のための施設の建設等に関する法令の定めを見ると、都道府県は、国土交通大臣又は機構から発せられた納付通知ないしは納入通知（上記各通知等）に従って負担金などの支払いを義務付けられており、これを拒むことは許されず、その内容に従った財務会計上の措置を取るべき義務があるとの原則的事情を正しく判示したうえで、

上記各通知等が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、客観的に見て当該都道府県がこれを是正又は解消することができる蓋然性が大きいという事情があるときのみに支払いを拒むことができるとしたうえで(原判決24頁)、上記各通知等の性格について、「水資源開発促進法4条1項所定の水資源開発基本計画(フルプラン)に基づいて作成された機構法13条1項所定の事業実施計画に基づき発せられるものであるところ、上記各計画は、その性質上、水資源の開発及び利用、河川環境の状況、水害発生の状況など諸般の事情を総合的に考慮したうえで、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠なものであるから、その作成や変更については、作成権者である国土交通大臣ないし機構の広範な裁量に委ねられている」(原判決25頁)とし、「本件において、愛知県の負担金に係る納付通知ないし納入通知の基礎となる本件事業実施計画又は本件フルプランが裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したことにより著しく合理性を欠き、そのため予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するということはできない。そして、本件全証拠を精査してみても、本件フルプラン及び本件事業実施計画やこれに基づいてされる納付通知ないし納入通知の手続に違法と目すべき点は見当たらない。」と明確に判示しているのである(原判決47頁)。

3 原判決は、以上の結論を示したのちに、控訴人らの、愛知県の判断自体で本件導水路事業からの撤退が可能かどうかについても、「また、以上の点を暫く措くとしても」と、いわば念押し的な判断であることを明示したうえで、「前記(1)イで説示したとおり、愛知県は、納付通知ないし納入通知に従って負担金を支払う義務を負っているところ、愛知県は、その基礎となる本件フルプランや本件事業実施計画を是正する権限を有しておらず、本件導水路事業から撤退する旨の申出をしたとしても、機構法13条3項所定の特定利水者として費用負担につき同意を得る必要がある名古屋市の同意や、愛知県の撤退に応じて変更される事業実施計画につき主務大臣で

ある国土交通大臣の認可等が得られる見込みがあるとは言えないことは、前記(1)才で説示したとおりである。本件全証拠を精査してみても、愛知県が国や関係自治体等に事実上の働きかけを真摯に行えば、本件フルプランや本事業実施計画が見直される蓋然性が大きいというような事情も見当たらないから、本件において、客観的に見て愛知県が本事業実施計画又は本件フルプランの瑕疵を是正又は解消することができる蓋然性が大きいという事情があるということはできない。」旨明確に判示しているのであり(原判決48頁)、「(4)まとめ」においても、「本事業実施計画やその前提となる本件フルプランが裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したことにより著しく合理性を欠き、そのため予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するということはできないし、客観的にみて愛知県が本事業実施計画又は本件フルプランの瑕疵を是正又は解消することができる蓋然性が大きいという事情があるということもできない」から、「地方自治法242条の2第1項1号に基づき、被告らが本件各支出をすることを差し止めることはできない」旨明確に判示しているのである(原判決48頁)。

以上